

新温泉町告示第113号

第127回（令和5年11月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年11月13日

新温泉町長 西村 銀三

- 1 期 日 令和5年11月17日 午前9時00分
- 2 場 所 新温泉町議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 教育長の任命同意について
 - (2) 教育委員会委員の任命同意について
 - (3) 常任委員会委員の選任について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について

○開会日に応招した議員

中 村 茂君	西 村 龍平君
岡 坂 遼太君	澤 田 俊之君
米 田 雅代君	森 田 善幸君
浜 田 直子君	河 越 忠志君
重 本 静男君	竹 内 敬一郎君
岩 本 修作君	池 田 宜広君
中 井 勝君	中 井 次郎君
小 林 俊之君	宮 本 泰男君

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第127回（臨時）新温泉町議会会議録（第1日）

令和5年11月17日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和5年11月17日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第108号 教育長の任命同意について
日程第5 議案第109号 教育委員会委員の任命同意について
日程第6 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第7 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第108号 教育長の任命同意について
日程第5 議案第109号 教育委員会委員の任命同意について
追加日程第1 議長の辞職について
追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について
追加日程第3 副議長の辞職について
追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
追加日程第5 議席の変更について
日程第6 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第7 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
追加日程第6 選任第3号 議会広報調査特別委員会委員の選任について
追加日程第7 選挙第3号 美方郡広域事務組合の議会議員の選挙について
追加日程第8 選挙第4号 北但行政事務組合の議会議員の選挙について
-

出席議員（16名）

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	岡坂遼太君	4番	澤田俊之君
5番	米田雅代君	6番	森田善幸君
7番	浜田直子君	8番	河越忠志君

9番 重本 静男君	10番 竹内 敬一郎君
11番 岩本 修作君	12番 池田 宜広君
13番 中井 勝君	14番 中井 次郎君
15番 小林 俊之君	16番 宮本 泰男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	島木 正和君	書記	中家 亨君
----	--------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村 銀三君	副町長	西村 徹君
教育長	西村 松代君	温泉総合支所長	西澤 要君
牧場公園園長	嶋津 悟君	総務課長	中井 勇人君
企画課長	水田 賢治君	税務課長	山本 幸治君
町民安全課長	小谷 豊君	健康福祉課長	朝野 繁君
農林水産課長	原 憲一君	建設課長	松井 豊茂君
上下水道課長	谷岡 文彦君	浜坂病院事務長	宇野 喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	松岡 宏典君	会計管理者	谷 渕 朝子君
こども教育課長	吉田 博和君	生涯教育課長	西脇 一行君
調整担当	森田 忠浩君	代表監査委員	島田 信夫君

議長挨拶

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第127回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

11月半ばを過ぎまして、日増しに寒気が加わりまして、季節風に冬の到来を感じる季節となってまいりました。

さて、本日は、第127回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期臨時会に提案されました議案は、人事案件及び議会常任委員会委員の選任などに係る案件であります。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑な運営につきましても格別

の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

本日は、臨時会のお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中にもかかわらず、全議員の御出席の下、本会議が開催できますことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

今臨時会は、人事案2件の議案を御提案させていただいております。議員の皆様には慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

午前9時02分開会

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、第127回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

10番、竹内敬一郎君、11番、岩本修作君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。

会期等について議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長、お願いします。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

委員会の開催日時については、11月13日でございます。

早速協議事項に移らせていただきます。

内容は、第127回新温泉町議会臨時会提出議案、議事運営についてでございます。

もう少し詳しい内容にいたします。

開催日時としては、令和5年11月17日、本日でございます。次に、付議事件については、町長提出議案、そして議会提出議案、これらでございます。

会期の決定であります。本日、令和5年11月17日、1日と決定をいたしました。

次に、人事案件についての採決方法についてであります。無記名投票といたします。そのように決定をいたしました。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

議会広報調査特別委員会委員につきましては、議会委員会条例第13条第2項ただし書の規定により、議長において11月16日付で辞任の許可をいたしております。

また、一部事務組合の議会議員につきましては、それぞれの組合議会に辞職願を提出され、11月17日付で許可されておりますので、報告をいたします。

そのほか、9月29日の議会定例会以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙、議会对外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、監査の結果について報告いたします。

監査委員から令和5年8月分、9月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを添付して報告といたします。

次に、説明員の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職、氏名は、一覧表のとおりであります。

次に、美方郡広域事務組合議会定例会が10月5日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

森田善幸議員、お願いします。

○議員（6番 森田 善幸君） 第4回美方郡広域事務組合議会定例会の報告を行います。

去る令和5年10月5日午後1時半より新温泉町役場議事堂にて令和5年第4回美方郡広域事務組合議会定例会が開催されました。会期は当日1日であります。

今回提出議案は、報告2件、認定1件、補正予算1件の合計4件であります。

報告1号は、損害賠償の決定及び和解に関する専決処分について、報告2号は、令和4年度美方郡広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてであり、特に質疑はありませんでした。

認定1号は、令和4年度美方郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見をつけて提出されました。歳入総額は8億2,806万3,357円、歳出

総額 8 億 1,642 万 8,242 円、差引き総額 1,163 万 5,115 円で、そのうち 470 万 8,449 円は基金繰入れとなりました。

若干の質疑がありました。ハラスメント対策と相談体制についてであります。答弁としては、年 2 回ハラスメントの研修を行っている。若手職員を対象に、他の職員に知られないように個別面談を行っているが、ハラスメントの相談はなかったとの答弁でした。また、火災発生時の位置情報システムについて、最近の火災で、大字名のみで小字名の放送が当初なかったため混乱を来した事例とその改善に対する質疑がありました。住基データに基づく位置情報で、それに載っていない倉庫等は大字名で放送される。それを改善しようとする、1 地区につき 500 万から 600 万円かかる。現在、マニュアルを作って対処しているとの答弁でした。斎場検討会議について、斎場の今後の在り方についての質疑がありました。現有の施設の長寿命化を基本として必要な補修をしていくが、関係する町の考えで変えることもあり得るとの答弁でした。

全員賛成で決算は認定されました。

次に、令和 5 年度美方郡広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）については、令和 4 年歳入歳出決算での繰越金の確定で補正を行うもので、歳入についてのみ負担金を 437 万 5,000 円減じ、繰越金を 437 万 5,000 円増やすもので、歳入合計と歳出合計は 9 億 2,912 万 9,000 円に変動ありません。ちなみに、本町の美方広域事務組合への負担金は 253 万 5,000 円の今回の補正で減となります。

また、今年度の購入を予定していたブーム付多目的消防ポンプ車、MVF が世界的な資材不足のため今年度中の納車が困難となり、1 億 1,900 万円の債務負担行為となりました。この MVF は、はしご車の代わりに装備されるものですが、はしご車と比べ高所での機能は遜色なく、また、はしご車では従来できなかった低いところへの救助活動にも役立ち、泡薬剤の混合装置を装備し、化学消防車の機能も持ち合わせとの説明でした。この MVF が納車されるまで化学消防の機能はないのかという質疑があり、化学消防車の機能は救助工作車が受け持つとの答弁でした。

全員賛成で補正予算は可決されました。

以上で令和 5 年度第 4 回美方郡広域事務組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（宮本 泰男君） ありがとうございました。

次に、北但行政事務組合議会定例会が 10 月 11 日、27 日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

竹内敬一郎議員。

○議員（10 番 竹内敬一郎君） 北但行政事務組合議会の報告をいたします。

第 122 回北但行政事務組合議会定例会がクリーンパーク北但にて 10 月 11 日から 27 日、17 日間の会期で開催されました。本会議は、1 日目が 10 月 11 日、2 日目が 10 月 27 日に行われました。

初めに、10 月 11 日の報告をいたします。

提出案件は、報告1件、条例2件、予算1件、決算1件です。

報告第1号、専決処分したものの承認を求めることについて、第8号議案、北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、第9号議案、北但行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定について、第10号議案、令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、第11号議案、令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、一括上程され、説明を受けました。

続いて、委員会提出第1号議案、北但行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定については、表決され、原案どおり可決されました。

次に、12月27日の報告をいたします。

一般質問は、2名の議員が質問されました。

次に、議案ごとに質疑、討論、表決が行われました。

報告第1号、専決第1号の令和5年度北但行政事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,396万円とするものです。全員賛成で承認されました。

第8号議案、北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、第9号議案、北但行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定について、第10号議案、令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）については、いずれも全員賛成で可決されました。

第11号議案、令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額8億5,083万3,667円、歳出総額8億260万8,716円で、歳入歳出差引き残額4,822万4,951円の黒字となり、同額を翌年度に繰り越しするものです。賛成多数で認定されました。

以上、北但行政事務組合議会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案第108号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、議案第108号、教育長の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現教育長、西村松代氏が令和5年11月28日をもって任期満了となりますので、後任の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をいただきたく、御提案申し上げるものであります。

後任につきましては、小川弘眞氏をお願いいたしたく提案申し上げます。

小川弘眞氏は、住所は新温泉町清富143の1、昭和36年11月27日生まれで、現在61歳でございます。昭和61年4月、堺市立泉ヶ丘東中学校を皮切りに教鞭を執られ、その後、堺市立原山台中学校、香美町立香住第一中学校で指導力を発揮され、平成14年3月に退職されました。退職後、平成17年11月から新温泉町教育委員長職務代理者として4年間、教育現場に寄り添い、町の教育行政発展のために御尽力いただきました。また、現在は、「トライやる・ウィーク」推進協議会委員、新温泉町いじめ問題対策連絡協議会委員、浜坂中学校PTA会長、浜坂中学校学校運営協議会副会長、新温泉町中高連携方針検討委員会委員といった役職を務められております。教育に対する造詣や熱意が非常に深く、教育長として適任であると考え、御提案申し上げるものであります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） この方に関しましては、清富の、すみません、正式名はちょっと分からないんですが、観音さん、観音さんと申し上げておりますので、観音さんの御住職をされていると思います。そういった中で、檀家の皆さんの例えば葬式であるだとか、お盆のお参りであるだとか、お仕事というのか分からないんですが、そういったことをされてると思うんですが、そういうところの中で、檀家の皆さんの御理解はいただいているんでしょうか。その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 檀家の代表である総代など、御理解をいただいております。と聞いております。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 私はこの方を直接存じてるわけではないんですけども、教育施策・政策というのは、これは決していつかの話で済む話ではありません。当町においてもこども園問題や、そして子供たちのこれからどう中高で連携を取っていくかとか、浜高問題だとか、いろいろと山積しているところであります。こういったことについて、やはりこれまで現の教育長は日夜を分かたず頑張ってこられたと私は思っています。そういう中で、この小川さんという方がそれらについて、引き続きこの新温泉町の教育をしっかり担っていける人なのかどうなのか、その点について、町長としてどのような思いでこの方を名簿に掲載をされたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 何よりも人生経験が豊か、それから、教師をされていたというふうなこと、それから、現在、住職として多くの方々の相談を聞き、また助言をされている、そういった点、それから、PTAの会長をされているわけでありまして、子供たちや先生方に非常に信頼をされている、そういった点で最適だということを感じて御

提案をさせていただきました。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） すみません。私の考える教育長像というのは、その職に専念をされて、町行政を推進されるというのが教育長の立場だというふうに理解させていただいております。その中で、今、同僚議員の質問から、お寺の住職を兼務されているというお話が出ました。町長は、教育長の職責をどのように考えられておられるのかをまずお伺いしたいというのが1点。

それから、当然この議会に開催中は通常、定例会とか、教育長の出席をしていただかないといけないということもあります。その辺を含めて御説明をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 例えば朝来市ではお寺の住職が教育長をなされております。教育長の重責は非常に重いものはあるわけですけど、一方で、お寺の住職はしてはいけない、そういうことも、専念をするということは重要であります。一方で、そういう様々な檀家の方、檀家以外の方との接触も、まちづくりにおいては様々な意見をいただく、そういう点でも非常に立場的には逆にいいのではないかと、そう考えております。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 組織運営をされる方、いろんな組織運営の在り方があると思います。会社運営、お寺の運営、いろんな運営の仕方があると思います。ただ、当地方のお寺関係等々につきましては、私は専属でそういうお仕事を務められているというふうに理解しております。ですから、大きい会社であれば、当然副住職とか、そういう方がおられて、それで教育長を遂行されているんじゃないかなというふうに、あくまで推測なんですけども、そういう体制は取られておられるのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） そのような体制を整えていただくということは大前提で、この教育長という役を理解をいただいております。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） それでは、現在は整えられておられないというふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） もちろん任命されたらそういう段取りはできているということも聞いております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 若干重複する部分もあるんですが、選任に当たっては、地方教育行政の法律の下でされていると思うんですが、ここに第11条に服務というも

のがあります。気になるのは5項の部分でありまして、これはすなわち職務専念義務であります。全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。今、副住職とかどうという話があったんですが、そもそもこの部分に抵触というか、最大限配慮せんといけんという、法律ですから、それについての見解は、法制の部分ですから、町長以外の部分で、副町長でも答えてほしいんだけど、これが非常に気になる。朝来市があるけえということも今事例として言われたんですが、このことは曲げようもない要は規定ですからね、そのことを法律の分からも答弁ください。

それともう1点、同じく7項に、営利を目的とする私企業を営むことを、営利企業従事という部分があります。7項。これは、宗教法人ですから、営利を目的としてはいないという思いではおるんですが、宗教法人の仕事の中には営利を目的とする部分も含まれるような宗教法人もあるんですよ。それからいったら、ここのお寺の経営の中で、営利を目的とするようなことはしてないのかなということと、そこから要は報酬なりをもらったらかんつって、そんな規定もあるようです。だからそういう部分において適職なのかなということが非常に気になります。だから法的な部分におけるオーケーであるということの答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 御指摘のように、地方教育行政第6条というところで兼職の禁止という規定がございますが、僧侶については該当はいたしません。

また、それ以外、兼職の禁止以外でも、請負の禁止、職務専念義務、営利企業の従事制限等、法には規定をされておりますが、先ほど町長が申しあげましたように、但馬の他市町におきましても僧侶で教育長という例が現に今いらっしゃいますので、問題はないというふうに考えております。（「もう1点。7項」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 同じく地方教育行政の法律第11条7項、営利企業の従事制限につきましても同様に、問題はないというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 営利企業という判断がちょっと、そこまで研究はしてないんだけど、お寺、宗教法人が営利のことをする場合は税金がかかると、通常のお寺の業務だったら無税って言われてますけど、要は営利の部分をする場合は税金がかかるんですよ。施設含めてね。そこから報酬をもらったらかんと書いてある。だからその辺の、朝来市がやってるから問題ないじゃなくて、きちっとした見解を示さんといけんと違うか。示してほしい。

職務専念義務もだけど、お寺というのは、うちは竹田泰雲寺なんですけど、住職がよく言うのが、お寺は365日24時間ということが基本になって、それに自分が合わせて檀家の皆さんにサービスをしていくという、根本のそういうものがある中で、本当に

職務専念ができるのかなということが非常に気になります。だから再度答弁欲しいし、根拠立った言い方してほしいね。もう少し副町長に聞きたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 総代もこの件については大いに理解をされている。まちづくりに貢献をできる方、そういう認識で、総代も地域の方も理解していただけておると考えております。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 11月29日から任期が始まるということで、その職に就いた以上はそういった営利企業ですとか、そういったことに触れない形での職務を遂行していくということは当然のことであろうというふうに思っております。

また、職務専念につきましても同様に、当然その職にあって、そういう専念義務を果たしていくということも、それは法に基づいた施行の法律を守るということで、それは当然であるというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は、議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、岩本修作君、12番、池田宜広君を指名します。お願いします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（島木 正和君） それでは、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	岡坂 遼太君
4 番	澤田 俊之君	5 番	米田 雅代君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	重本 静男君
10 番	竹内敬一郎君	11 番	岩本 修作君	12 番	池田 宜広君
13 番	中井 勝君	14 番	中井 次郎君	15 番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありますか。ありませんね。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。岩本修作君、池田宜広君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 4 票、反対 11 票です。

以上のとおり、反対多数、11 名であります。よって、本件については、同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 5 議案第 109 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 5、議案第 109 号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、山本真氏は令和 5 年 11 月 28 日をもって任期満了となるため、後任の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の御同意をいただきたく、御提案申し上げるものであります。

後任につきましては、山本真氏がこのたびも委員として適任と考え、引き続きお願いいたしたく、御提案申し上げるところであります。

改めて経歴について御報告申し上げます。

山本真氏は、住所は新温泉町浜坂2101の6、昭和31年1月6日生まれで、現在67歳でございます。昭和54年4月、宝塚市立仁川小学校を皮切りに教鞭を執られ、平成24年4月からは香美町立香住小学校の校長として4年間、指導力を発揮され、平成28年3月に退職されました。退職後は、平成28年度に1年間、香美町で指導主事として従事されております。36年間にわたる豊富な教育経験をお持ちであり、教育に対する造詣や熱意が非常に深く、教育委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 提案説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条2項の規定により、立会人に13番、中井勝君、14番、中井次郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。ありませんね。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（島木 正和君） 申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番 中村 茂君 2 番 西村 龍平君 3 番 岡坂 遼太君
4 番 澤田 俊之君 5 番 米田 雅代君 6 番 森田 善幸君
7 番 浜田 直子君 8 番 河越 忠志君 9 番 重本 静男君
10番 竹内敬一郎君 11番 岩本 修作君 12番 池田 宜広君
13番 中井 勝君 14番 中井 次郎君 15番 小林 俊之君

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありますか。ありませんね。

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。中井勝君、中井次郎君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 13 票、反対 2 票です。

以上のとおり、賛成多数、13 名であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午前 9 時 5 1 分休憩

午前 10 時 0 4 分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。私語は慎んでください。

しばらくの間、議長の職務を務めさせていただきます。

追加日程第 1 議長の辞職について

○副議長（中村 茂君） 議長、宮本泰男君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。議長の辞職について日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 0 5 分休憩

午前10時08分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、再開いたします。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宮本泰男君の退場を求めます。

〔16番 宮本泰男君退場〕

○副議長（中村 茂君） ただいま配付いたしましたとおり、議長、宮本泰男君から1月17日付をもって議長の職を辞したいと辞職願が提出されております。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） 議長の辞職について。議長、宮本泰男氏より、令和5年1月17日付をもって新温泉町議会議長の職を辞したい旨、申出があったので、地方自治法第108条の規定により、議会の許可を求める。令和5年11月17日提出。新温泉町議会副議長、中村茂。

令和5年11月17日。新温泉町議会副議長、中村茂様。新温泉町議会議長、宮本泰男。辞職願。このたび都合により、令和5年11月17日をもって新温泉町議会議長を辞職したいので、地方自治法108条の規定により、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（中村 茂君） お諮りいたします。地方自治法第108条の規定に基づき、宮本泰男君の議長の辞職を許可することについて、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、宮本泰男君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

宮本泰男君の入場を求めます。

〔16番 宮本泰男君入場〕

○副議長（中村 茂君） 宮本泰男君に告知いたします。議長の辞職は許可されました。

ここで、宮本泰男君から退任の挨拶の申出がありますので、許可いたします。

○議員（16番 宮本 泰男君） 失礼いたします。ただいま副議長から退任の挨拶を許可いただきましたので、退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

予期せぬことでありましたが、退任することはお分かりいただきまして、ありがとうございました。

挨拶してということですが、私は2年前に議長に就任いたしまして、その間、浅学非才な未経験の私が議長という重要な職責をさせていただきまして、この2年間にわたり、町民の皆様や議員の皆様、また、町長様、町職員の方々、事務局の方々に本当に御指導と御協力をいただきまして、つつがなくと私は思っておりますが、皆さんの御希望には寄り添えなかつたりすると思っておりますが、深くおわびを申し上げます。自分なりに2年間務めたと思っておりますので、御容赦お願いいたします。

これからは、町政のますますの発展と議員の皆様の活発な政務活動を期待して、今日お集まりの皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、退任の挨拶といたします。いろいろとお世話になってありがとうございました。

追加日程第2 選挙第1号

○副議長（中村 茂君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時16分再開

○副議長（中村 茂君） 再開いたします。

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（中村 茂君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定に沿って、立会人に2番、西村龍平君、15番、小林俊之君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（中村 茂君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。なお、氏名の姓のみを記載され、被選挙人が特定できない票は案分されず、無効になりますので、注意してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（中村 茂君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（島木 正和君） それでは、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....
2 番 西村 龍平君 3 番 岡坂 遼太君 4 番 澤田 俊之君
5 番 米田 雅代君 6 番 森田 善幸君 7 番 浜田 直子君
8 番 河越 忠志君 9 番 重本 静男君 10番 竹内敬一郎君
11番 岩本 修作君 12番 池田 宜広君 13番 中井 勝君
14番 中井 次郎君 15番 小林 俊之君 16番 宮本 泰男君
1 番 中村 茂君
.....

○副議長（中村 茂君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西村龍平君、小林俊之君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（中村 茂君） 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数 16 票、うち有効投票 16 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、池田宜広君 12 票、宮本泰男君 4 票。

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、池田宜広君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（中村 茂君） ただいま議長に当選された池田宜広君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。当選人、池田宜広君。

議長に当選されました池田宜広君に議長就任の承諾及び挨拶をいただきます。

登壇し、御挨拶ください。

○議員（12番 池田 宜広君） ただいま多くの議員の皆様より支持をいただき、議長に当選させていただくことになりました。議員の皆様と共に今後の町政の発展に自己研さんも含めて全身全霊努めてまいりたいと思いますので、どうか御指導、御支援をよろしくお願いいたしまして、簡単ですが、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

（拍手）

○副議長（中村 茂君） 議長就任の挨拶は終わりました。

池田宜広議長、議長席にお着きをお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前 10 時 26 分休憩

.....
午前 10 時 39 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

追加日程第3 副議長の辞職について

○議長（池田 宜広君） ただいま副議長、中村茂君から副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りをいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中村茂君の退場を求めます。

〔1番 中村 茂君退場〕

○議長（池田 宜広君） ただいま配付しましたとおり、副議長、中村茂君から11月17日付をもって副議長の職を辞したいと辞職願が提出をされております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） 副議長の辞職について。副議長、中村茂氏より、令和5年11月17日付をもって新温泉町議会副議長の職を辞したい旨、申出があったので、地方自治法第108条の規定により、議会の許可を求める。令和5年11月17日提出。新温泉町議会議長。

令和5年11月17日。新温泉町議会議長様。新温泉町議会副議長、中村茂。辞職願。このたび都合により、令和5年11月17日をもって新温泉町議会副議長を辞職したいので、地方自治法108条の規定により、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。地方自治法第108条の規定に基づき、中村茂君の副議長の辞職を許可することについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、中村茂君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

中村茂君の入場を求めます。

〔1番 中村 茂君入場〕

○議長（池田 宜広君） 中村茂君に告知をいたします。副議長の辞職は許可をされました。

追加日程第4 選挙第2号

○議長（池田 宜広君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りをいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時45分休憩

午前10時54分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、岡坂遼太君、4番、澤田俊之君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池田 宜広君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。なお、氏名の姓のみを記載され、被選挙人が特定できない票は案分されず、無効になりますので、御注意ください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。ありませんね。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（池田 宜広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（島木 正和君） それでは、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番 中村 茂君	2 番 西村 龍平君	3 番 岡坂 遼太君
4 番 澤田 俊之君	5 番 米田 雅代君	6 番 森田 善幸君
7 番 浜田 直子君	8 番 河越 忠志君	9 番 重本 静男君
10番 竹内敬一郎君	11番 岩本 修作君	13番 中井 勝君
14番 中井 次郎君	15番 小林 俊之君	16番 宮本 泰男君
12番 池田 宜広君		

○議長（池田 宜広君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。岡坂遼太君、澤田俊之君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（池田 宜広君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、うち有効投票 14 票、無効投票 2 票。

有効投票のうち、中村茂君 11 票、中井次郎君 2 票、竹内敬一郎君 1 票。

以上であります。この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって、中村茂君が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（池田 宜広君） ただいま副議長に当選をされました中村茂君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知を行います。当選人、中村茂君。副議長に当選されました中村茂君に副議長就任の承諾及び挨拶をいただきます。

副議長、登壇をお願いします。

○議員（1 番 中村 茂君） 改めて、多くの御支持いただき感謝申し上げます。

私は、続投というか、2 年経過して、次のまた 2 年に立候補いたしました。思いは所信のとおりであります。皆様の御意見をいただきながら、この議会が少しでもレベルの高い議会になりたいと思いますし、評価も得たいという気を持っております。どうぞ皆さんで力いっぱい議会づくりしていきましょう。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午前 11 時 05 分休憩

午前 11 時 17 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

追加日程第5 議席の変更について

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時17分休憩

午前11時19分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、再開いたします。（「ちょっと待った。休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

追加日程第5、議席の変更についてを議題といたします。

議席の変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

議員諸君の議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） 議席の変更についてです。議席番号、氏名の順に読み上げさせていただきます。

1番、中村茂議員、2番、西村龍平議員、3番、澤田俊之議員、4番、米田雅代議員、5番、岡坂遼太議員、6番、森田善幸議員、7番、浜田直子議員、8番、河越忠志議員、9番、竹内敬一郎議員、10番、重本静男議員、11番、岩本修作議員、12番、宮本泰男議員、13番、中井勝議員、14番、中井次郎議員、15番、小林俊之議員、16番、池田宜広議員。以上です。

○議長（池田 宜広君） ただいま朗読したとおり議席の変更をいたします。

なお、次回の会議から新しい議席へ着席をお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時23分休憩

午後 0 時 5 9 分再開

○議長（池田 宜広君） 昼食休憩を閉じて再開いたします。

日程第 6 選任第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 6、選任第 1 号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっております。

議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。議長から指名をいたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） それでは、申し上げます。

総務産建常任委員会、西村龍平議員、澤田俊之議員、森田善幸議員、竹内敬一郎議員、中村茂議員、岩本修作議員、中井勝議員。

次に、民生教育常任委員会、米田雅代議員、岡坂遼太議員、浜田直子議員、河越忠志議員、重本静男議員、宮本泰男議員、中井次郎議員、小林俊之議員。以上です。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 0 2 分休憩

午後 1 時 0 3 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

次に、常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

休憩中に各委員会において決めていただいておりますので、御報告いたします。

総務産建常任委員長、竹内敬一郎君、副委員長、澤田俊之君、民生教育常任委員会委員長、重本静男君、副委員長、河越忠志君が互選をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 0 3 分休憩

午後 1 時 0 5 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

日程第 7 選任第 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 7、選任第 2 号、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっております。

議会運営委員会委員の選任につきましては、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認め、議長から指名をいたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） それでは、申し上げます。

議会運営委員会委員、岡坂遼太議員、森田善幸議員、竹内敬一郎議員、重本静男議員、岩本修作議員、中井次郎議員。以上です。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 0 6 分休憩

午後 1 時 0 8 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に委員会において決めていただいておりますので、御報告をいたします。

議会運営委員会委員長、岩本修作君、副委員長、森田善幸君が互選をされました。

追加日程第 6 選任第 3 号

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。選任第 3 号、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 6 として議題とすることに御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、選任第3号、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後1時08分休憩

午後1時20分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

追加日程第6、選任第3号、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっております。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、議長から指名をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認め、議長から指名をいたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） 申し上げます。

議会広報調査特別委員会、西村龍平議員、澤田俊之議員、米田雅代議員、岡坂遼太議員、森田善幸議員、浜田直子議員。以上です。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、議会広報調査特別委員会委員に選任することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

次に、議会広報調査特別委員会委員の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に委員会において決めていただいておりますので、御報告をいたします。

議会広報調査特別委員会委員長、岡坂遼太君、副委員長、森田善幸君が互選をされました。

追加日程第7 選挙第3号

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。選挙第3号、美方郡広域事務組合の議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第3号、美方郡広域事務組合の議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後1時23分休憩

午後1時25分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

追加日程第7、選挙第3号、美方郡広域事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

美方郡広域事務組合の議会議員の選任については、選挙により行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長から指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） 美方郡広域事務組合の議会議員の選挙について。住所、氏名の順に朗読をさせていただきます。

新温泉町浜坂2101番地26、米田雅代議員、新温泉町三谷584番地74、岡坂遼太議員、新温泉町二日市303番地6、岩本修作議員、新温泉町飯野1877番地の1、中井勝議員、新温泉町湯52番地の4、中井次郎議員。以上です。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、美方郡広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、美方郡広域事務組合の議会議員に当選されました。

当選された諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第8 選挙第4号

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。選挙第4号、北但行政事務組合の議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第4号、北但行政事務組合の議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8として議題にすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

追加日程第8、選挙第4号、北但行政事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

北但行政事務組合の議会議員の選挙については、選挙により行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長から指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（島木 正和君） それでは、住所、氏名の順に朗読をさせていただきます。
新温泉町三谷209番地の1、澤田俊之議員、新温泉町竹田482番地の4、重本静男議員。以上です。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、北但行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、北但行政事務組合の議会議員に当選されました。

当選された諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時32分休憩

午後1時38分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了をいたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日をもって閉会することに決定をいたします。

第127回新温泉町議会臨時議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会は、本日1日ではございましたが、人事案件及び議会構成に係る議会人事等について御審議を賜りました。議員各位の御精励により適切な結果が得られたものであり、厚くお礼を申し上げます。

これからは日ごとに寒さも増してまいります。議員各位並びに執行部の皆さんには、健康に御留意をいただき、町行政の積極的な推進に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 第127回新温泉町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました案件のうち、教育長の任命につきましては御同意いただけませんでした。その他については御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら、町政運営を行ってまい

りたいと存じます。一層の御支援、御協力を心よりお願い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第127回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時41分閉会
